

確認事項

1 ごみ処理施設整備検討委員会について

【資料1】

栗東市ごみ処理施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 栗東市が新たに設置し、及び運営するごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の整備に係る基本計画、建設及び運営に係る事業方法、建設の候補地（以下「建設候補地」という。）の選定等について、必要な事項を検討するため、栗東市ごみ処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新ごみ処理施設の整備に係る基本計画の策定に関すること。
- (2) 新ごみ処理施設の建設及び運営に係る事業手法に関すること。
- (3) 新ごみ処理施設の建設候補地の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 栗東市環境センター運営協議会委員

3 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 会議は、原則として公開する。ただし、委員長が会議を公開することが適切でないと認めたときは、この限りでない。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密及び新ごみ処理施設の整備に係る事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境経済部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

栗東市附属機関等の会議の公開に関する要領

第1 趣旨

この要領は、栗東市情報公開条例（平成12年栗東町条例第4号）の規定の趣旨にのっとり、市政の見える化の推進と公正性の確保を図るため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象の附属機関等

この要領の対象となる附属機関等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和25年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の規定に基づき設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関
- (2) 栗東市情報公開条例第2条第1号に定める実施機関が任意に設置する協議会、懇談会その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 設置根拠が条例、規則、要綱又は規程にないもの
 - イ 市の職員のみで構成されているもの
 - ウ 関係団体の連絡調整を主な目的としているもの
 - エ 特定のイベント、行事等の推進を目的としているもの
 - オ その他この要領の対象とすることが適当でないと認められるもの

第3 会議の公開の基準

会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開する。

- (1) 法令又は条例に非公開の定めのある場合
- (2) 次に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
 - ア 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
 - イ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他明らかに正当な利益を害すると認められるもの
 - ウ 市の要請を受けて、公開しないことを条件として任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないことその他の条件を付したことが当該情報の性質、情報の提供、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - エ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、協力等により市が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報

- オ 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報
- カ 市又は国等の事務事業に係る意思形成の過程における審議、協議、企画、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、その事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれのある情報
- キ 市又は国等が行う検査、監査、取締り、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、渉外、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

第4 公開・非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等の長がその会議において行うものとする。附属機関等の長は、会議を公開しないと決定した場合は、適用した非公開基準（第3 会議の公開の基準の各号に掲げるものをいう。）を明らかにしなければならない。

第5 会議の開催の事前公表

附属機関等の所管課長等は、会議の開催に当たって、当該会議の開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を情報公開コーナーへの備付け、ホームページへの掲載その他適切な方法により、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 会議の開催の日時
- (3) 会議の開催の場所
- (4) 会議の議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴の手続
- (7) 開催結果の公表方法
- (8) 問合せ先
- (9) その他必要な事項

第6 会議の公開方法等

- 1 附属機関等の長は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより、会議の公開を行うものとする。
- 2 附属機関等の長は、会場の規模等により会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めることができる。
- 3 会議の傍聴を希望する者は、会場においてその旨を申し出なければならない。
- 4 附属機関等の長は、会議の傍聴を希望する者の数が傍聴を認める定員の数を超える場合は、会場に到達した順により、当該会議の傍聴を認めるものとする。
- 5 所管課長等は、会議の傍聴を認められた者（以下「傍聴者」という。）に会議の資料（栗東市情報公開条例第9条各号に掲げる情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）を提供するものとする。

る。ただし、会議の資料が貴重、高額、大量その他の理由により、会議の資料を提供できない場合は、議事内容のわかる資料をもって会議の資料に代えることができる。

- 6 附属機関等の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
この場合において、附属機関等の長は、傍聴者に傍聴における遵守事項等を記載した書面の配付その他適切な措置をとるものとする。
- 7 附属機関等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- 8 傍聴者は、会議の秩序維持に関し、附属機関等の長の指示に従わなければならない。

第7 会議結果の公表

- 1 所管課長等は、会議録を作成し、会議の資料とともに次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 附属機関等の名称
 - (2) 会議の開催の日時
 - (3) 会議の開催の場所
 - (4) 会議の議題
 - (5) 会議の出席者
 - (6) 会議の公開又は非公開の別
 - (7) 非公開の場合にあってはその理由
 - (8) 傍聴者数
 - (9) 議事の概要
 - (10) 問合せ先
 - (11) その他必要な事項
- 2 所管課長等は、会議の開催後1月以内に、前項の規定による公表を行わなければならない。
- 3 所管課長等は、情報公開コーナーへの備付け、ホームページへの掲載その他適切な方法により、第1項の規定による公表を行わなければならない。
- 4 所管課長等は、公開基準に該当しないことにより会議の全部又は一部を非公開とした場合において、当該会議の開催の結果を公表するときは、当該非公開情報が明らかとならないよう議事の概要の記載方法及び会議資料に十分配慮し、可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

附則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、同日以後に開催する附属機関等の会議について適用する。

栗東市ごみ処理施設整備検討委員会傍聴取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、栗東市ごみ処理施設整備検討委員会の会議の傍聴に関して、栗東市附属機関等の会議の公開に関する要領（平成 27 年 10 月 1 日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の決定手続)

- 第 2 条 公開の会議を開催する場合は、会議の開始予定時刻の 30 分前から会議の開始時刻までの間、会場の受付において、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）の受付を行う。
- 2 傍聴希望者は、所定の場所で傍聴者受付表（別記様式第 1 号）に自らの住所及び氏名を記載しなければならない。
- 3 会議を開始した後に傍聴希望者が現れた場合において、傍聴席に空席があるときは、議長は、第 1 項及び次条の規定にかかわらず、適宜、傍聴を許可することができる。

(傍聴券)

- 第 3 条 委員長は、必要があると認めるときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、傍聴希望者に傍聴券（別記様式第 2 号）を交付することができる。
- 2 傍聴券は、会議の当日、所定の場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に自らの住所及び氏名を記載しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、会議を傍聴することができる。
- 5 傍聴券の交付を受けた者が入場するときは、所定の入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。
- 6 傍聴者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。
- 7 傍聴券の交付を受けた者は、会議の傍聴を終えたときは、退場の際に係員に傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席の確保)

第 4 条 公開の会議を開催する場合は、あらかじめ会場内に傍聴席を設けるものとする。

(会議の秩序の維持のための措置)

- 第 5 条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。
- (2) 発言、拍手等の方法により、議題又は委員の発言に対する賛否等の意向を表明しないこと。

- (3) 委員長の許可なく、旗、プラカード、ゼッケンの類を会場内に持ち込み、又は着用してはならないこと。
- (4) 会場で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 携帯電話、スマートフォン等の受信音等を出さないこと。
- (6) 委員長の許可なく、写真を撮影し、又は録音・録画等を行わないこと。
- (7) 非公開となる議題の前に議長が退席を指示したときは、速やかに退席すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為を行わないこと。
- 2 傍聴者が前項に規定する遵守事項に違反した場合は、委員長又は議長は、次に掲げる措置を執ることができる。
- (1) 自ら又は事務局の職員に命じて、違反者に対して注意を促すこと。
- (2) 違反者が前号の注意に従わないときは、会議の傍聴の許可を取り消し、退席を命じること。
- 3 事務局の職員は、あらかじめ会場の受付付近及び会場内の見やすい場所に傍聴に当たっての注意事項を掲示しておくものとする。

附 則

この規程は、令和2年9月15日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

傍聴者受付表（No. ）

年第 回 栗東市ごみ処理施設整備検討委員会	年 月 日（ 曜日）
住 所	
氏 名	

様式第2号（第3条関係）

第 号
傍聴券
住所
氏名
年 月 日
栗東市ごみ処理施設整備検討委員会

3 ごみ処理施設整備検討委員会の開催スケジュール及び協議事項について

【資料3】

回	開催時期	協議事項	決定事項
1	令和2年 9月15日	・整備スケジュール ・ごみの排出量の実績と見込 ・施設整備規模 ・計画ごみ質 ・メーカーアンケート（第1回）の内容 ・PFIの導入事例	施設整備規模 計画ごみ質
2	令和2年 11月中旬	・メーカーアンケート（第1回）の結果 ・整備スケジュール ・処理方式 ・メーカーアンケート（第2回）の内容	整備スケジュール
3	令和2年 12月下旬	・メーカーアンケート（第2回）の結果 ・処理方式 ・必要敷地面積 ・事業方式 ・公募条件（案）	処理方式 必要敷地面積 事業方式
4	令和3年 1月下旬	・公募条件（最終案） ・ごみ処理施設整備基本計画（案） ・PFI等導入可能性調査の結果（案）	公募条件
5	令和3年 2月中旬	・ごみ処理施設整備基本計画（最終案） ・PFI等導入可能性調査の結果（最終案）	

4 栗東市におけるごみ処理の現状について

【資料4】

ごみ焼却施設について

現在のごみ焼却施設の処理能力は、24時間連続で稼働する全連続燃焼式焼却炉で、38t／日×2炉の76t／日です。

ごみ焼却施設は、平成15年3月に竣工して以来、17年が経過しています。ごみの適正な処理を行うために、設備の更新や補修等を実施し、施設の適切な維持管理を行っていますが、令和元年度の1日当たりの平均焼却量が49.1tとなり、経年劣化による処理能力の低下や設備の機能低下が顕著となっています。

ごみ焼却施設の概要

施設の名称	栗東市環境センター（ごみ焼却施設）
所在地	滋賀県栗東市六地藏31番地
面積	敷地面積 37,697.56㎡ 建築面積 7,763.39㎡ 延床面積 12,076.81㎡
施設の規模	76t／日（38t／24h×2炉）
建設年月	着工 平成13年1月、竣工 平成15年3月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
燃焼設備	ストーカ式燃焼設備
燃焼ガス冷却設備	ボイラ式
排ガス処理設備	ろ過式集じん装置＋乾式有害除去装置＋ダイオキシン類除去装置
余熱利用設備	場内給湯、冷暖房
通風設備	平衡通風方式
灰出し設備	ピットアンドクレーン方式
灰溶融設備	回転式表面溶融炉（燃料式溶融方式） ※停止
排水処理設備	プラント排水 クローズド方式、場内循環使用 生活系排水 合併処理浄化槽
その他	リサイクルプラザ、ストックヤード、堆肥化施設を併設しています。

1) ごみ排出量の推移

① 排出量

平成 23 年度から令和元年度までの過去 9 年間のごみの年間排出量と人口の推移を図 1 に示します。

人口が平成 23 年度から令和元年度までの間に 6.3%増加しているにもかかわらず、年間排出量は 3.1%しか増加していません。過去 9 年間では、年間排出量は 19,000 t 前後で推移しています。

家庭系ごみ量は、年度ごとに増減があるものの、13,000 t 前後で推移しています。

事業系ごみ量は、減少した年度がわずかにあるものの、年々増加しています。令和元年度は、平成 23 年度比 5.0%増となっています。

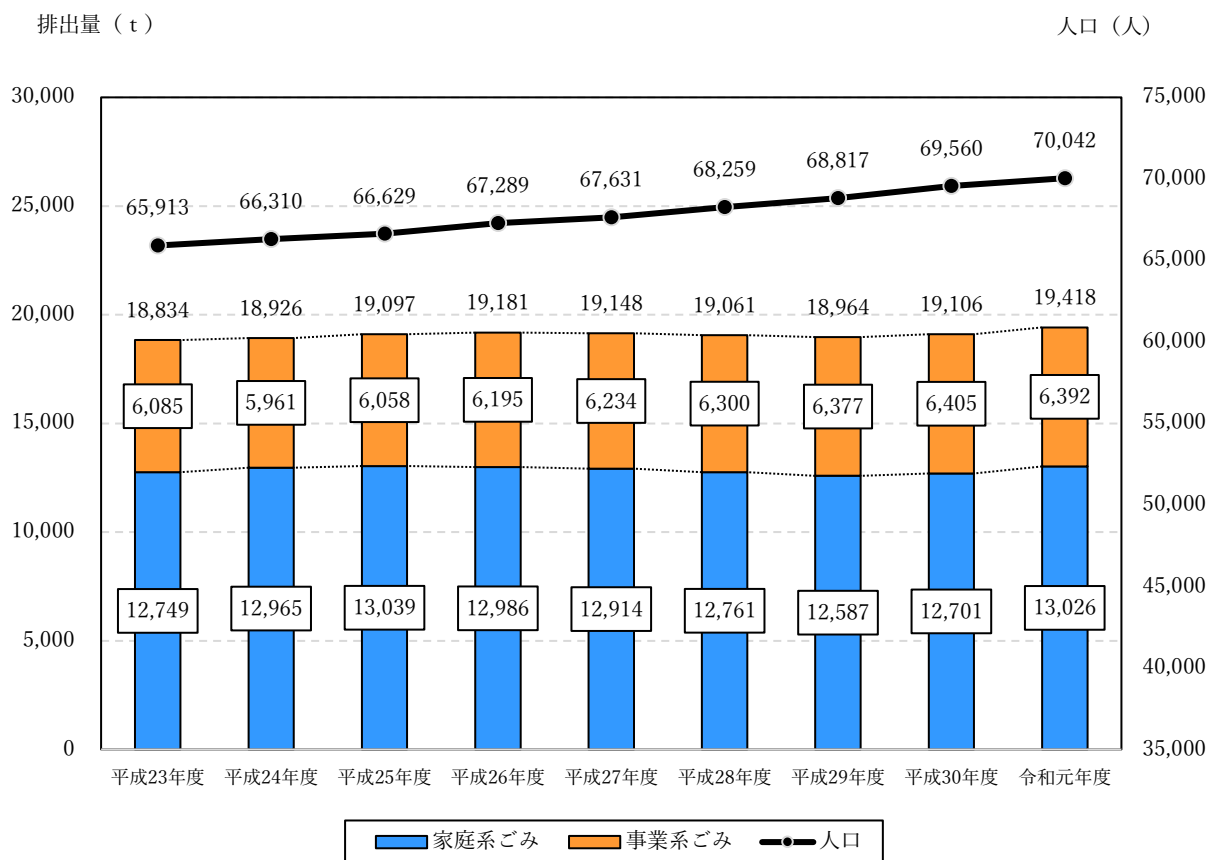


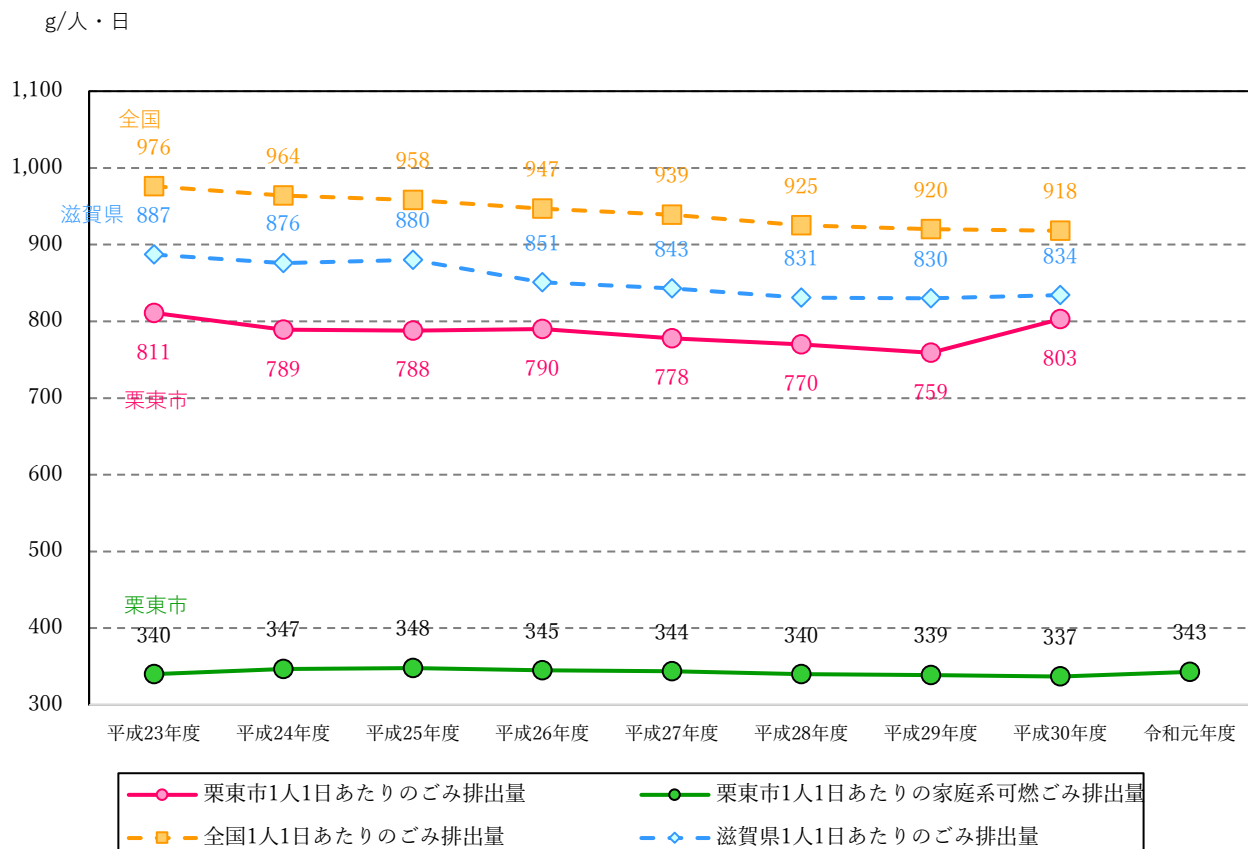
図 1 ごみ排出量の推移

② 排出量原単位

平成23年度から令和元年度までの過去9年間の排出量原単位(1人1日あたりのごみの排出量)の推移を図2に示します。

本市の排出量原単位は、年々減少し、平成29年度に759g／人・日(平成23年度比6.4%減)となりましたが、平成30年度は803g／人・日と増加しました。

本市の排出量原単位は、全国や滋賀県と比較して、少ない状態で推移しています。



データの出典

全国、滋賀県、栗東市(1人1日あたりのごみの排出量): 一般廃棄物処理事業実態調査の結果(環境省)

図2 排出量原単位の推移

③ 焼却処理量の推移

平成 23 年度から令和元年度までの過去 9 年間の年間焼却処理量及び稼働日数から算出した平均焼却量の推移を図 3 に示します。

本市の焼却処理量は、15,000 t 台で推移しています。設備の更新により、平成 30 年度及び令和元年度の焼却処理量は、16,000 t を超えています。

年間焼却処理量を稼働日数で除した稼働日平均焼却量は、過去 9 年間でもっとも多い年度で、49.5 t / 日となっています。当初の処理能力が 76 t / 日であることから、当初の処理能力の 65.1% まで低下しています。

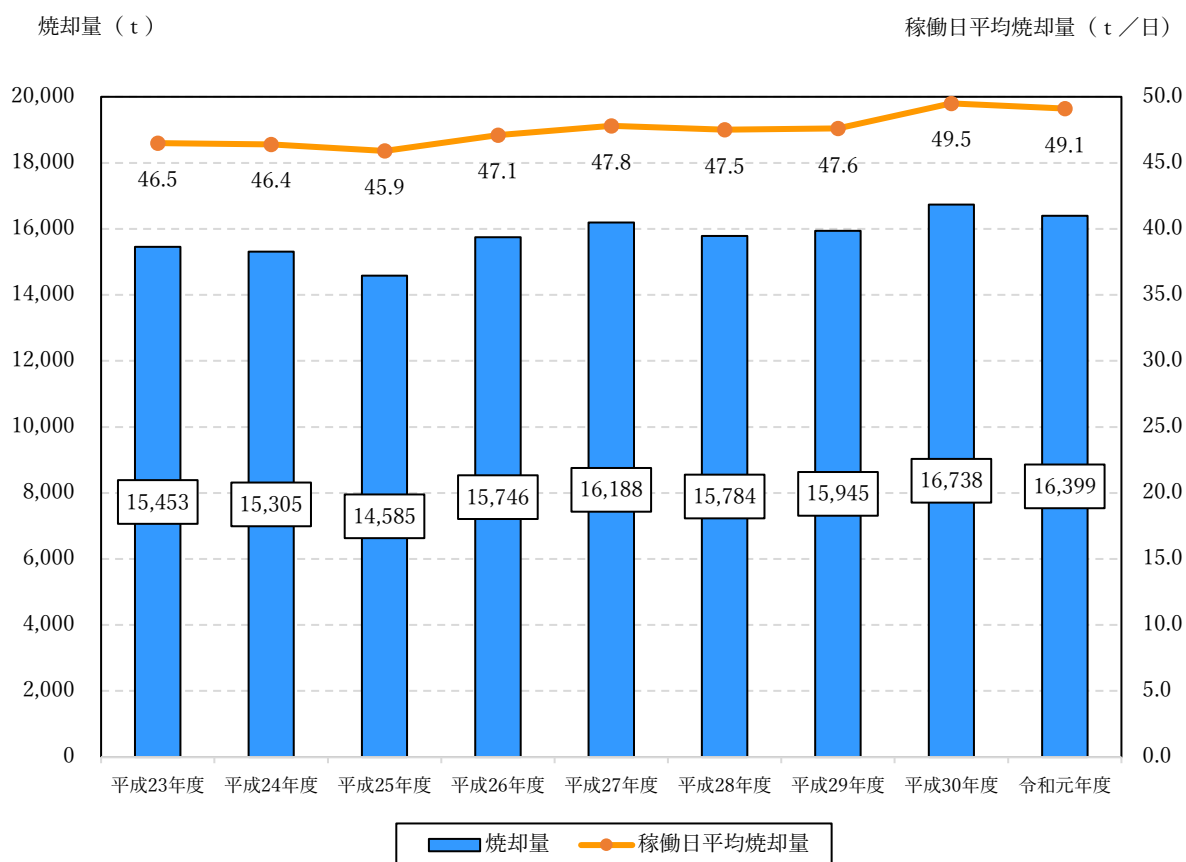


図 3 焼却処理量の推移

2) 減量化・再資源化の現状

① ごみ減量化・再資源化施策

本市で行っている減量化・再資源化施策は、次のとおりです。

ア 家庭からの排出

- ・ 分別の徹底（可燃ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ、ビン、ペットボトル、その他プラスチック、金属類、古紙、古布、乾電池、ガスライター）

イ 環境センター（リサイクルプラザ）での処理

- ・ 破碎ごみ、粗大ごみから鉄とアルミを選別し、資源化を行っています。
- ・ 収集した金属の直接資源化を行っています。
- ・ 収集したビンの資源化を行っています。
- ・ 古紙、古布の直接資源化を行っています。
- ・ 容器包装プラスチックとペットボトルは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて、資源化を行っています。
- ・ 小型家電製品の集団回収（年2回）、ボックス回収、破碎ごみ・粗大ごみからのピックアップ回収により、資源化を行っています。
- ・ 廃食油のボックス回収により、資源化を行っています。
- ・ 食品残渣に粃殻を加え、発酵させることにより、堆肥を生産しています。

ウ 家庭での減量化・再資源化をサポート

- ・ 生ごみ減量化推進補助金制度

エ その他の施策

- ・ 広報、啓発活動
- ・ 生活環境保全推進員制度
- ・ 環境センターの施設見学
- ・ 堆肥の配付

② 資源化量の推移

平成 23 年度から令和元年度までの過去 9 年間の資源化量（環境センターにおいて中間処理をした後の資源化量と直接資源化した量を合わせた量）及び資源化率の推移を図 4 に示します。

本市の資源化量は、年々減少し、平成 28 年度には 4,217 t となり、資源化率は 22.1%でした。平成 29 年度からは、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立可能量が僅少となったことから、焼却灰及びばいじんのリサイクル処理処分を行っています。このため、平成 29 年度の資源化率は 29.2% となり、平成 30 年度からは 27% 台を維持しています。

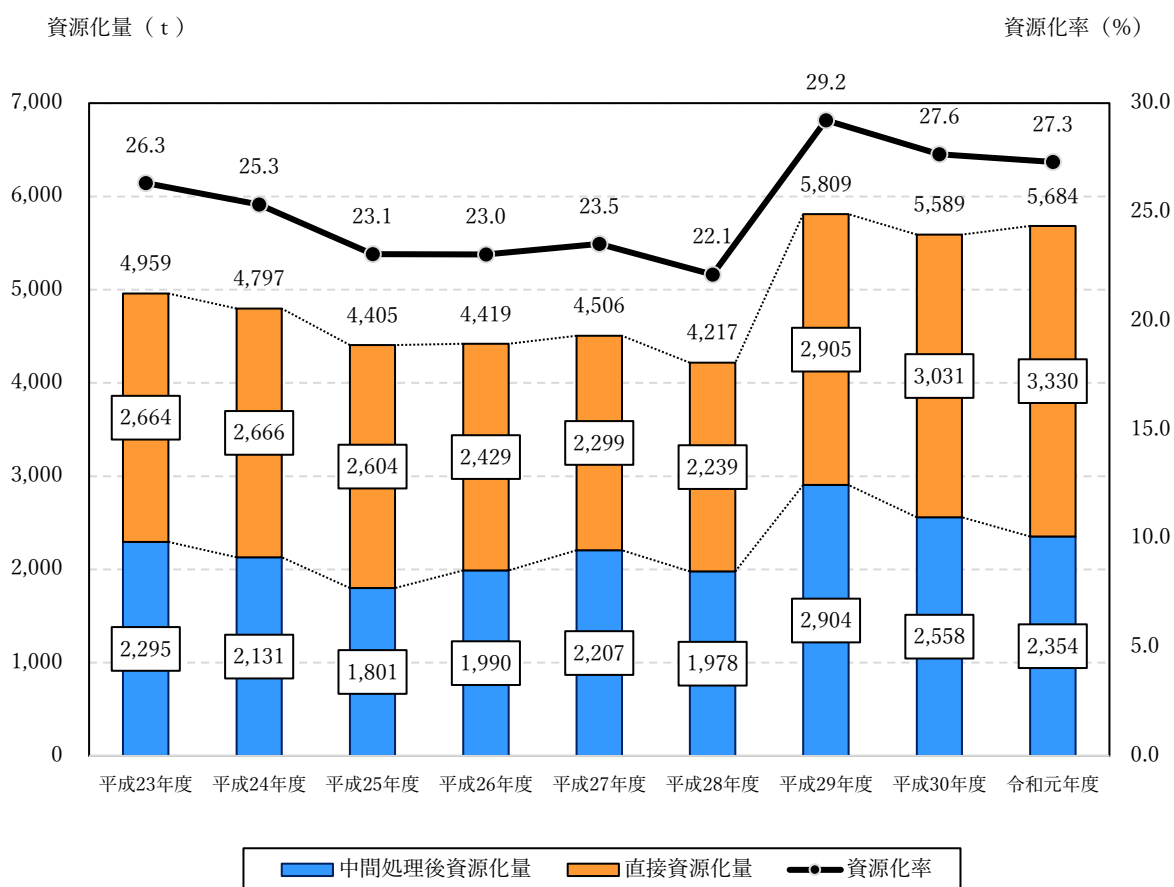


図 4 資源化量の推移